その他告示

○内閣府告示第七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、防災力強化総合交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

四　法第八条の規定に基づく補助金等の交付の決定の通知

五　法第十二条の規定に基づく補助事業等遂行状況報告に関する事項

六　法第十三条第一項の規定に基づく補助事業等の遂行命令

七　法第十三条第二項の規定に基づく補助事業等の遂行の一時停止命令

八　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

九　法第十五条の規定に基づく補助金等の額の確定及び通知

十　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十一　法第十八条第二項の規定に基づく補助金等の返還命令

十二　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

十三　法第二十五条第一項の規定に基づく不服の申出に関する事項

○厚生労働省
環境省告示第五号
経済産業省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百十六号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質が第一種特定化学物質であること及びＰＦＯＳ等のいずれかが第一種特定化学物質であることの表示をすべき事項（平成二十三年厚生労働省環境省告示第六号）の一部を次のように改正し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年六月十七日）から適用する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質が第一種特定化学物質であることの表示をすべき事項	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩の項、ペルフルオロオクタン酸関連物質の項又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩、ＰＦＯＡ若しくはその異性体又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質又はＰＦＨｘＳ若しくはその異性体又はこれらの塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質が第一種特定化学物質であることの表示をすべき事項
第１　次に掲げる化学物質（以下「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びＰＦＯＳ等のいずれかが第一種特定化学物質であること。 １～４　（略） ５　ペルフルオロ（ヘキサン－－－スルホン酸）関連物質	第１　次に掲げる化学物質（以下「ＰＦＯＳ等」という。）のいずれかが使用されている製品であること及びＰＦＯＳ等のいずれかが第一種特定化学物質であること。 １～４　（略） （新設）

○国土交通省告示第六百八十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年七月七日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

国土交通大臣　金子　恭之

令和八年六月十二日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
II－1963	ヤマハ　８Ｂ　Ｊ－ＤＥ14Ｊ	オートバイ	ヤマハ　Ｅ　35ＭＥ	0.124	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第六百八十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、令和七年六月四日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

国土交通大臣　金子　恭之

令和八年六月十二日

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)、最高出力(kW)	製作者等の氏名又は名称及び住所
I－1912	ホンダ　８Ｂ　Ｈ－Ｊ Ｋ46	オートバイ	ホンダ　Ｊ　Ｋ46Ｅ	0.109、3.7	Honda Vietnam Co., Ltd. Phuc Thang Ward, Phuc Yen Provincial City, Vinh Phuc Province, Vietnam